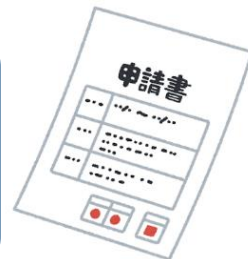


# 障がい福祉サービス利用の大まかな流れ

障がい福祉サービスを利用するためには、いくつかの手続きが必要になります。大きく分けると

- ① 市役所へのサービス利用の申請
  - ② 計画相談支援事業所との契約
  - ③ サービス利用事業所との契約
- が代表的な手続きとなります。

その他にも面談などお時間を  
頂くがございます。



## ① サービス利用の相談・申請手続き

市役所（福祉課・子育て支援（支所の場合は地域振興課））で、障害福祉サービス（障がい児通所支援）の利用などについてご相談してください。

※既に福祉サービスなどをご利用中の方で、サービスの変更などをご希望される方については、相談支援事業所の担当者にまずはご相談してください。

### 【持ち物】

サービスを利用する方（ご利用者様）：①障がい者手帳 ②印鑑 ③マイナンバーカード（通知カード）

代理申請の場合：上記に合わせて

①代理人の身分証明書（免許証・マイナンバーカードなど） ②マイナンバーカード（通知カード） ③印鑑



## ② 指定特定計画相談支援事業所の選択・面談予約

計画相談を依頼する相談支援事業所を選び連絡してください。

面談や訪問の予約の調整を行います。

（高山市内には7か所の相談支援事業所があります。）

当事業所にご依頼の場合は、

高山市障がい者生活支援センター TEL 0577-57-7294

『計画相談支援の依頼をしたい!!』とご連絡ください。



## ③ 相談支援事業所との契約

来所または、訪問にてサービス利用の流れや計画相談支援についての説明を受け、事業所との契約を行います。

合わせて、現在の状況、ご本人・ご家族のご希望などの聞き取り（アセスメント）を行わせていただきます。

※1時間程度のお時間をいただきますので予めご了承ください。





#### ④ サービス等利用計画（案）の作成

相談支援専門員が**ご本人・ご家族と面談し**お話を聞いた上で**計画作成**を行います。  
 ※計画の作成にはお時間がかかります。（約1週間程度）  
 作成後に説明させていただき、内容について了解を頂ければ署名・捺印を頂きます。



#### ⑤ 福祉サービスの支給決定・受給者証の交付

サービス等利用計画（案）をもとに、**高山市が支給決定**を行い、受給者証が後日交付（郵送）されます。

・障害福祉サービス受給者証（びわ色の手帳）

※障害者総合支援法に基づくサービス利用に必要です。（ヘルパー、生活介護、就労支援など）

・通所受給者証（若草色の手帳）

※児童福祉法のサービス利用に基づくサービス利用に必要です。（児童発達支援事業・放課後等デイサービスなど）



#### ⑥ 担当者会議の開催

サービス等利用計画作成の為、利用サービスの提供事業所スタッフなどが集まり、**利用後の支援等について連携を取れるように会議を行います。**

※会議については、計画相談支援事業所が招集・調整します。



#### ⑦ サービス等利用計画の作成

担当者会議での話し合い内容・受給者証の決定をもとに、必要に応じて計画案の見直しを行い、サービス等利用計画を作成します。

色々と難しそう・・・。などと悩まずに  
 まずはご相談ください！！  
 障がいに負けない、ご本人らしい生活の  
 お手伝いをさせていただきます。( ^ ) /



#### ⑧ サービス事業所との契約・利用開始

受給者証をサービス提供事業所に提出。  
 事業所との契約を行いサービス利用が開始されます。